

随意契約理由書

本工事は、走行する車両の速度を測定し、速度違反車両について自動で写真撮影し記録化する装置を設置する工事である。

この装置は、取締装置であるため、場合によっては、後の公判において装置の性能や施工品質に係る書類提出要請又は証人出廷要請もあることから、本工事を装置の製造業者又は代理店以外のものが施工することは不可能である。

上記の理由から、警察庁の仕様に基づく速度違反自動取締装置 2機種を対象とし、一方の製造業者である東京航空計器株式会社ともう一方の製造業者である Sensys Gatsco Group 社 日本代理店である沖電気工業株式会社に設計図書に基づく工事を設定工期内に施工可能か問い合わせたところ可能である旨回答があったのは東京航空計器株式会社のみであった。

このことから同社より見積書を徴したところ価格も適正と思われるので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により、比較見積を省略するものである。